

安全未来特定認定再生医療等委員会

議事録要旨

第 160 回 7 部

〒213-0001 神奈川県川崎市高津区溝口 1-19-11 グランデール溝の口 502 号

一般社団法人 再生医療安全未来委員会

理事長 白井 由美子

安全未来特定認定再生医療等委員会議事録要旨

第160回 第7部

2021年11月1日

安全未来特定認定再生医療等委員会は、提出された再生医療計画について、その調査・審議・判定を行ったので、その議事録要旨を作成する。

【議題】

銀座 CPC クリニック

定期報告「ざ瘡瘢痕に対する自己脂肪由来間葉系幹細胞を用いた静脈注射治療」

「皮膚の加齢性変化に対しての自己脂肪由来間葉系幹細胞を用いた局所注射療法」

「毛髪に加齢性変化による減少に対しての自己脂肪由来間葉系幹細胞を用いた局所注射療法」

第1 審議対象及び審議出席者

1 日時場所

日 時：2021年10月26日（火曜日）第7部 19:25～19:40

開催場所：東京都渋谷区渋谷 2-22-3 渋谷東口ビル

2 出席者

出席者：佐藤委員（再生医療）、高橋委員（臨床医）、藤村委員（細胞培養加工）、菅原委員（生命倫理）、山下委員（生物統計）、中村委員（一般）

※佐藤委員は、Zoomにて参加

申請者：管理者 辻 晋作

陪席者：（事務局）坂口 雄治、木下 祐子

3 技術専門員 平田 晶子 先生（評価書）

東邦大学医療センター形成外科 講師

4 配付資料

資料受領日時 2021年9月21日

（本審査資料）

- ・再生医療等提供状況定期報告（様式第三）

- ・ 定期報告フォーム
- ・ 年間 教育・研修記録文書

(事前配布資料)

- ・ 再生医療等提供状況定期報告 (様式第三)
- ・ 定期報告フォーム
- ・ 年間 教育・研修記録文書

(会議資料)

- ・ 再生医療等提供状況定期報告 (様式第三)
- ・ 定期報告フォーム
- ・ 年間 教育・研修記録文書
- ・ 技術専門員による評価書

第2 審議進行の確認

1 開催基準の充足

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成二十六年九月二十六日厚生労働省令第百十号）改正後第六十三条の規定する開催要件は次のとおり。

成立要件：

- 1 5名以上の委員が出席していること。
- 2 男性及び女性の委員がそれぞれ2名以上出席していること。
- 3 次に掲げる者がそれぞれ1名以上出席していること。
 - イ. 再生医療等について、十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者
 - ロ. 細胞培養加工に関する識見を有する者
 - ハ. 医療又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家、または生命倫理に関する識見を有する者
- 4 出席者の中に、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関（当該医療機関と密接な関係を有する者を含む。）と利害関係を有しない委員が過半数含まれていること。
- 5 認定再生医療等委員会の設置者と利害関係を有しない委員が2名以上含まれていること。

事務局の坂口雄治が今回の審査の前に、開催基準に関して要件を読み上げ、全てにおいて条件を満たしていることを各委員に宣言した。

第3 審議

1. 質疑

「ざ瘡瘢痕に対する自己脂肪由来間葉系幹細胞を用いた静脈注射治療」

菅原	5例7件で改善6となっています
山下	マクロ写真による客観評価となっていますが、マクロ写真を見て医者が主観的に評価しているとしたら、客観的評価とは言えないと思います
菅原	平田先生からの評価書にも、定量化された治療効果判定を示してほしいという指摘があります
山下	しわの濃度が減ったとか、ざ瘡瘢痕の凸凹が減ったということを数値的に示してほしいと思います
菅原	今後は客観的なデータを定量化した評価をお願いします

「皮膚の加齢性変化に対しての自己脂肪由来間葉系幹細胞を用いた局所注射療法」

山下	マクロデジタルカメラ評価法と書いてありますが、これもあくまでマクロデジタルカメラで撮った写真を見て、主観的に評価しているだけなので、客観的な評価とは言えません。今後は数値化して客観的な評価をしてほしいです
菅原	平田先生からの評価書にも同じような指摘がありますので、今後、定量化された評価をしてください

「毛髪に加齢性変化による減少に対しての自己脂肪由来間葉系幹細胞を用いた局所注射療法」

山下	0件なので報告はありませんが、毛髪こそ髪の毛の濃度を測るなどして、客観的な評価が可能だと思います 視野内に毛が何本生えたといった評価ができそうな気がしますので、是非行ってほしいと思います
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 判断

審査の結果、報告内容が再生医療等の安全性の確保等に関する法律に適合しており、当該再生医療提供計画の継続に問題はないと全員一致で認められた。ただし、3計画とも客観的なデータに基づく評価を行うことを要請するものとする。

第4 審議結果

定期報告は適切である。

以上